令 和 5 年 度 税 制 改 正 要 望 事 項 (新 設 · 拡 充 · 延 長)

(農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課)

	(晨M水座省晨州旅興局晨州以東部地 攻旅興 誄))地以恢兴床/
項目	目 名 奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度						
税	目の一所得税・法人税						
	【要望】 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第11条第1項及び第8項の規定に基づき市町村が作成する産業振興促進計画を主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却制度(5年間、償却限度額:機械・装置にあっては普通償却限度額の32%、建物・附属設備、構築物にあっては普通償却限度額の48%)の適用期限を1年間(令和6年3月31日まで)延長する。						
要	【現行制度】 1. 製造業・旅館業 (1)対象 ①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の新増設に係る取得等 (2)取得価額の下限値 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が以下に示す下限値以上である場合						
望	資本金	の規模	5,000 万円以下		5,000 万円超 1 億円以下		1 億円超
	取得	 価額	500 万円以上		1,000 万円以上		2,000 万円以上
o	(1)	対象	 等販売業・情報サービス 000 万円以下の事業者		-	附属	
内	①資本金 5,000 万円以下の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の取得等 ②資本金 5,000 万円超の事業者:機械・装置、建物・附属設備、構築物の						
容	新増設に係る取得等 (2)取得価額の下限値 一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計が 500 万円以上である 場合						
	【関係条文】 ・奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項 (所得税)租税特別措置法第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 24 項、第 25 項及び第 26 項 租税特別措置法施行規則第 5 条の 13 第 8 項、第 9 項及び第 10 項 (法人税)租税特別措置法第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 租税特別措置法施行令第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 25 項、第 26 項及び第 27 項 租税特別措置法施行規則第 20 条の 16 第 8 項、第 9 項及び第 10 項						
				ग	年度の減収見込額		— 百万円
(制度自体の減収額) (▲400					(▲400 百万円)		
				(ī	改正増減収額)	(— 百万円)

, .		(4)	
新		(1) 政策目的	
設		から遠く隔絶	治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土 した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳 自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社
		会資本の整備・	や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかし 群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済
拡		面・生活面で	の諸格差が残されている。また、雇用の場が十分にないことか 多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。
充		奄美群島に	おいてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るため
又 は			島の市町村が推し進める小規模零細な事業者を含めた民間事業者 進を通じた内発的発展を実現することが必要である。
		(2) 施策の必	
延 長		は、就業機会	ある定住人口の減少傾向の改善を図るため、奄美群島において の確保が必要である。そのためには、奄美群島の魅力と資源を活
を		の「製造業」	経済社会構造への転換が求められ、成長分野である、黒糖焼酎等 、世界自然遺産登録を契機とした「旅館業」、さとうきび等の特
必必		理的・自然的:	た「農林水産物等販売業」、整備された情報通信基盤を活用し地 不利性を克服することができる「情報サービス業等」の振興を図
要		る必要がある。	。奄美群島 12 市町村が策定した「奄美群島成長戦略ビジョン」に 6次産業化や特産品開発、観光コンテンツの充実などを推進して
ع			業、観光/交流、情報通信分野を中心とした産業振興や雇用創出 のための取組を推進していく」と位置づけられているところであ
す		る。	 、同地域の主力産業である「製造業」、「旅館業」、「農林水産
る		物等販売業」	における就業者数は依然として厳しい状況にあることから、設備
理		等」について	会創出の促進を強力に支援する必要がある。「情報サービス業」は、IT企業の誘致をはじめ、行政と連携して地元のITスキルを
由		付つに入州目 ス等の勤務形 る必要がある。	成にも取り組んでいる。更に今後テレワークやサテライトオフィ 態が増加すると見込まれることから、企業の設備投資等を支援す
今		る必安かめる。	
7			〇政策評価体系における位置付け [大目標]
の			食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振 興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産カ
要			│ の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の │ │ 安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
望			[中目標] 農村の振興
租			[政策分野] 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
税			〇農林水産業・地域の活力創造プラン
' ' '	合	政策体系における	(平成 25 年 12 月 10 日農林水産業・地域の活力創造本部決定、 令和 3 年 12 月 24 日改訂)
別 ョ 措 ,	理	政策目的の	Ⅱ基本的考え方 森林などの地域資源や地場産品を核として雇用を創出し地
"	性	位置付け	域で経済が循環する仕組みの確立にチャレンジするなど、農 山漁村の有する潜在力を発揮するための施策を府省連携して
<u> </u>			進めていく。 Ⅲ政策の展開方向
に 88			9. 人口減少社会における農山漁村の活性化 高齢化や人口減少が都市に先駆けて進行している農山漁
関連			村においては、小規模集落が増加するなど集落機能が低下している。 (略) あらゆる地域資源を活用して新たな需して
す			要を発掘する(略)。 また、多様な形で農山漁村に関わる者の参入を促進し、
る			農泊、農福連携、ジビエをはじめ、農山漁村のあらゆる地 域資源をフル活用した「農山漁村発イノベーション」を推
事佰			進するなど、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図しる。(略)とりわけ中山間地域をはじめとする条件不利地
		<u>l</u>	04 0

	域においては、地域の特色を活かした多様な取組をきめ細 かく推進する。 (略)
	〇食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第3 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に構ずべ
	き施策 3. 農村の振興に関する施策 (1) 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保 ① 中山間地域等の特性を活かした複合経営等の多様な農
	業経営の推進 (略)中山間地域等の特色を活かした営農と所得の確保 に向けて、必要な地域に対して、(略)生産・販売施設 等と一体的な整備を推進する。
	② 地域資源の発掘・磨き上げと他分野との組合せ等を通じた所得と雇用機会の確保 ア 農村発イノベーションをはじめとした地域資源の
	高付加価値化の推進 農村を舞台として新たな価値を創出し、所得と雇
	用機会の確保を図るため、(略)多様な人材が農村 の地域資源を活用して新たな事業に取り組みやすい 環境の整備などにより、現場の創意工夫を促す。
	また、地域の農業者が農産物の加工、直売や観光農 園、農家レストランの経営等の新規事業を立ち上 げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進す る。
	オ 農村への農業関連産業の導入等 (略)農村への産業の立地・導入、多様な人材による 農村での起業の促進、地域の資源と資金を活用し農 村の魅力ある産品やサービスを提供する地域商社等 の地域密着型事業の支援等を実施する。
	③ 地域経済循環の拡大 イ 農畜産物や加工品の地域内消費 農村に安定的な所得や雇用機会を確保するため、 地域内で生産された農畜産物や、これを原材料とし て地域内で加工された食品等について、地域内の学
	校や病院等施設の給食への活用、農産物直売所等での提供・販売や、各種イベント等での消費者への啓発を通して地産地消を実現し、農村で生み出された経済的な価値を地域内で循環させる地域経済循環を確立する。
政 策 の 達成目標	奄美群島内の令和5年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
租税特別措 置の適用又 は延長期間	1年間(令和5年4月1日~令和6年3月31日)
同上の期間 中の達成 目 標	目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 (令和2年度末現在 105千人)
政策目標の 達成状況	奄美群島の令和2年度末時点の総人口は 105 千人となっているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が続いている。
要望の 有 措置の 性 効 適用見込み	令和 4 年度 7 件 令和 5 年度 9 件
要望の措置	

	の効果見込 み(手段とし ての有効性)	本特例措置は、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展がより効果的に見込まれ、経済の活性化及び就業機会の確保に貢献することが見込まれている。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	地方税の課税免除及び不均一課税に伴う措置 (減収補塡:事業税、不動産取得税及び固定資産税) (関係法令) ・奄美群島振興開発特別措置法第38条 ・奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除 又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	①公共事業に係る国庫補助率の嵩上げ 奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令に定められ た以下の事業に関する経費に対する国の負担又は補助の割合に ついて、嵩上げされている。 対象事業:道路、港湾、空港、漁港、簡易水道、し尿・ごみ処 理施設、海岸、河川及び義務教育施設 (根拠法令:奄美群島振興開発特別措置法第6条) 令和5年度予算 概算要求額 18,500百万円 ②奄美群島振興開発計画に基づき、奄美群島の特性に応じた産 業の振興又は住民の生活の利便性の向上に資する事業を支援す る。 対象事業:農業創出緊急支援事業、航路・航空路運賃軽減事業
相 当 性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	寺 (根拠法令:奄美群島振興開発特別措置法第9条) 令和5年度予算 概算要求額 2,799百万円 以上の措置は、主に国、地方公共団体等を対象に、道路や港湾等の社会基盤の整備、航空輸送費の軽減等の取組を支援するものである。他方、本特例措置は、奄美群島の個人や中小規模の事業者を主な対象として、各種事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものである。したがって、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。
		い。 また、両施策が一体的に運用されることで、例えば予算事業により奄美群島の地域資源を有効活用する手法を確立するとともに、本特例措置により速やかな事業化を促進することができる等、相乗効果が生まれることが期待され、奄美群島振興開発特別措置法の法目的である同地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び奄美群島における定住の促進に寄与するものと考えられる。
	要望の措置の 妥 当 性	条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要がある。本特例措置は、民間事業者を対象に、事業立上期の設備投資を促進するとで雇用の創出に資するものであり、効率的かつ効果的である。なお、奄美群島における振興開発施策として公共事業等を関係しているが、当該事業は主に行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がないると間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がないると言葉を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がないると言葉を受けまた。本特例措置は、全業種を対象としているものではなまた、本特例措置は、全業種を対象としているものではな

	T		1= (m 88 3% 1 = 1 \ 1	· - + = + +	任ナリター・フ	
		く、奄美群島の振興開発において特に重要な業種を対象として おり、必要最小限の措置である。				
			適用件数	適用額	減収額	
		A 7	6件	10 百万円	2百万円	
		令和元年 	(10 件)	(28 百万円)	(6百万円)	
	壬巳 壬兴 朴土 巳川	令和2年	4件	7 百万円	2 百万円	
	租税特別 措置の	1742 —	(6件)	(9百万円)	(2百万円) ———	
	適用実績	令和3年	3件	5百万円	1百万円	
こか			(9件)	(18 百万円)	(4百万円)	
ま		※租税透明化法に基づく適用実態調査とは異なり、資産ごとに 件数を積算している。 (出典:適用件数及び適用額は鹿児島県及び奄美群島市町村か				
での						
租		らの聞き取り結果より集計、法人税率は23.2%とした。)				
税						
別		特定地域におけ√ 根拠条文:租税⁵				
措置	租特透明化			○ 木 月件数 適用額		
, o	法に基づく	平成	30 年度	4件 14百万	i円	
道 用	││適用実態 ││調査結果	令和:	元年度	3件 9百万	円	
実		令和	2年度	2件 6百万	円	
積 と						
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措	 本特例措置は	、奄美群島の排	長興開発において	特に重要な業種	
未 に	置の適用に よる効果	を対象としているとともに、中小事業者が行う規模の設備投資を促進できるよう措置されたものである。また、本特例措置の 積極的な活用を促すことで、地域外からの事業者の誘致及び地				
関連	(手段として	を促進できるよ 積極的な活用を	ブ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙し゚゙゙゙゙゙゙゙゙	ものである。また 也域外からの事業	る。本特例指直の活者の誘致及び地	
選 す	の有効性)	域内の小規模事業者による投資促進を通じた内発的発展や経済の活性化及び就業機会の確保に貢献するものと考えられる。				
る事			未成去り惟木に	- 貝臥りるものと*	うんりれる。	
項	 前回要望時	 日煙値 奋美		今和5年度末	103 チ 人 以 ト	
	の達成目標	目標値 奄美群島の総人口 令和5年度末 103千人以上 				
	 前回要望時					
	からの達成			年度末現在では		
	│ ^{からの達成} │できているが、高齢化の進展と若年層の流出による人口減少が │ 度及び目標 │依然として続いている。					
	に達してい	IXIM C O CIME CO O				
	ない場合の					
	理由					
		 亚战 10 年度 ⑤	弘 (本羊珱自/	の過疎に類する地	ਕਿ <i>)</i>	
これまでの				ル過欧に短りる地 建物等 8/100		
		平成 11 年度 適			_, /SI JK=/	
			(機械等 12/100	建物等 7/100)		
要望経緯		- · · ·	充			
文 主 位 4年				地区におけるソフ	'トウェア業を追	
		加 平成 13 年度	•	明孙 트		
		平成 13 年度 適用期限の 3 年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)				
		平成16年度 適用期限の2年間延長				

拡充(離島振興対策実施地域に類する地区におけ る農林水産物を小売する事業を追加) 過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外 平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100) 平成 18 年度 適用期限を1年間延長 平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500万円超→2,000万円超) 適用期限を2年間延長 平成 21 年度 拡充 (情報通信産業等を追加) 平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外 平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異な る)) 平成 26 年度 適用期限を1年延長 平成 27 年度 適用期限を2年延長 適用期限を2年延長 平成 29 年度 適用期限を2年延長 令和 元年度

適用期限を2年延長

令和 3年度